# 特 記 事 項

工事番号	令和6年度 第28号
工 事 名	たかいか橋改良に伴う橋梁下部工事
担 当 課	都市整備課
担 当 者	谷川 宣幸
見 積 書 (見積根拠資料) 内訳	橋梁下部 一式 築堤・護岸 一式
※右記事項を全て見積書に記入し、入札書とともに投函してください。	直接工事費 計 諸経費 見積額 (税抜)

## 注 意 事 項

・質疑回答について

質疑 令和 6年 10月 7日(月) 13時まで 回答 令和 6年 10月10日(木) 17時まで

- 質疑書の<u>様式は任意様式</u>としますが、質疑書の宛先には「広陵町長 山村 吉由」とし、 工事名は明記すること。
- 質疑書は上記の日時の間に電子メール又はFAXで送付すること。電子メールの場合の保存様式はPDFとし、代表者印の印影が確認出来ないものは認めない。

質疑がない場合についても、質疑がない旨を記載した電子メール又はFAXを送付する こと。質疑書提出の際は返送先(担当者名等)を明記すること。 また、質疑書送信後に送信の旨を上記担当者に電話連絡すること。

 $f_1$  オーエス エイチ アイ ケー エー  $f_1$  オータ ブブリュ エヌ エヌ エー アール エー ケー オーアール ワイ オーエル ジー ジェイ ピー 送信先 t o s h i k a@ t o w n. n a r a - k o r y o.l g. j p (FAX) 0 7 4 5 - 5 5 - 3 6 1 7

件名:「たかいか橋改良に伴う橋梁下部工事」

電話連絡先:0745-55-1001 (内線1194)

(広陵町役場 都市整備部 都市整備課)

○質疑書の回答については電子メールで行い、質疑の回答書の形式は PDF とする。 なお、メール送信時に開封要求を添付するので、必ず開封確認を行うこと。 また、質疑がなかった場合は回答メールを送付しないものとする。

#### (共通事項)

- (1) 完成期限は必ず守る事。
- (2) 仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、原則として工事請負者(以下「請負者」という。) の責任において完備しなければならない。
- (3) 請負者は、施工実施に先立ち施工計画書及び再生資源利用計画書を町に提出すること。また、施工完了後は滞りなく竣工図書及び再生資源利用実施書を町に提出すること。

- (4) 工事中の危険防止対策を十分行い、また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- (5) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、町と十分協議し、他の工事への支障が生じないよう計画し、実施すること。
- (6) 他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は請負者の負担で速やかに復旧すること。
- (7) 騒音・振動については、十分配慮すること。
- (8) 請負者は、落札金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、町にその写しを提出するとともに、 工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。また、下請契約を締結するときは施工 体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (9) 請負者は、当該施設利用者より工事概要に係る問い合わせがあった場合には、丁寧に説明すること。
- (10) 本業務を実施するにあたり、本町から請負者に「令和5年度 第33号 南郷8号線たかいか 橋側道橋詳細設計業務委託」に係る成果品を貸与する。

### 《施工上の注意点》

- (1) 施工実施にあたっては、事前調査(施工、環境、用地、電線等の確認)を十分に行うこと。
- (2) 地下埋設物 (ガス、水道、NTT 等) 管理者と事前協議を十分に行い、了承を得たうえで施工 にあたること。
- (3) 施工に先立ち事前に工事予告看板を設置し、通行車両等に周知を徹底すること。設置位置については発注者との協議のもと決定すること。
- (4) 隣接地権者、沿道住居等に工事着手に係る説明を事前に実施し周知を徹底すること。
- (5) 安全のため、関係者以外を工事現場に立ち入らせないよう留意すること。
- (6) その他事項については、土木請負工事必携(奈良県県土マネジメント部)に準じること。
- (7) 施工中は交通誘導員を配置し、車両のみならず歩行者の安全に十分な配慮を行うこと。 安全誘導員の配置については、1日あたり3人以上とする(休憩時間は除く)。
- (8) 工事に際して必要に応じ道路交通法令等を遵守すること。

## (建設副産物の搬出)

- 1. 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)については、下記のとおりとする。 ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監 督職員と協議するものとし、受入場所(施設)及び設計の変更対象とする。
  - 請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)~(5)である。
  - (1)受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
  - (2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは 迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
  - (3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
  - (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
  - (5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、請負者の都合による受入場所(施設)の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所	片道運搬距離	受入期間及び 受入時間	その他受入条件
コンクリート殻 (無筋)	(株) ヤマト興産 五條市二見5丁目 1183-1他	8. 3km	日曜・祝日 受入不可	
コンクリート殻 (有筋)	(株) ヤマト興産 五條市二見5丁目 1183-1他	8. 3km	日曜・祝日 受入不可	
建設発生土(砂質土)	佐々竹建設 (株) 桜井市赤尾285 麻古477番1	15.1km	日曜日・祝日・ 夜間 受入不可	
建設発生土(砂礫土)	佐々竹建設 (株) 桜井市赤尾285 麻古477番1	15.1km	日曜日・祝日・ 夜間 受入不可	

請負契約の際には、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等(3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、本特記仕様書の受入場所(施設) を記載すること。

2. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に 処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、 産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、 検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

## (CORINS の登録)

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宣登録機関である(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。(ただし、工事請負代金金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、上記機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。